この報告書により、農地所有適格法人の要件1~4を満たしているか確認します。

農事組合法人用記載例

農地所有適格法人報告書

(自 令和 ● 年 ● 月 ● 日)(至 令和 ● 年 ● 月 ● 日)(今回、報告する法人の事業年度を記載

○報告書を農業委員会へ提出する日付を記載してください ○法人の事業年度終了後3ヶ月以内に提出してください

→ 令和●●年●●月●●日

東広島市農業委員会会長 様

要件1 法人形態要件

- ①~⑤に当てはまるか確認します。
- ①株式会社 (株式譲渡制限会社 (公開会社でない) に限る)
- ②合名会社 ③合資会社 ④合同会社
- ⑤農事組合法人

法 人 名 農事組合法人●●●●ファーム

代表者の氏名 代表理事 ●● ●●

主たる事務所の所在地 東広島市●●町●● ●●番地

電話番号 (082)444-1111

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 経営面積≪

法人の所有農地、利用権設定農地面積を市町村別に記載

| 市町村名 | 田 (m²) | 畑 (m²) | 採草放牧地(m²) |
|------|----------|---------|-----------|
| 東広島市 | 578, 000 | 20, 000 | |
| ●●市 | 28, 000 | 8,000 | |
| ▲▲市 | | | 1,000 |
| 計 | 606, 000 | 28, 000 | 1,000 |

農業以外の事業が無い 要件2 事業要件 農業(農業関連事業を含む)の売 ときは記入不要 農地法第2条第3項 上高が、総売上高の過半(半分を 超える)か確認します。 事業の状況 農業 左記農業に該当しない事業 年 売上高(円) 売上高(円) 度 生産する農畜産物 関連事業等の内容 事業の内容 農作業の受 年 駐車場賃貸事業、 実前 48, 352, 740 粗収益の5割を超えると 農産物を原材料として 除雪 等 認められるものの作目を 績 使用する製造又は加工 記入。単独で5割を超え 農産物の貯蔵、運搬 ない場合は粗収益の多い 前々回の決算額 又は販売 2 作目から順に3つを記入。 ・農業生産に必要な資材 、 年 駐車場賃貸事業、 の製造 実前 45, 072, 880 大豆 として ・農作業の受託 除雪 等 績 野菜など 製造又 前回の決算額 農作業の受託、 年 米 農産物を原材料 駐車場賃貸事業、 実 前 43, 819, 860 250,000 大豆 として使用する 除雪 等 績 製造又は加工など 今回報告の事業年度 の決算額 告 農作業の受託、 績又は見込み 駐車場賃貸事業、 農産物を原材料 0 42,000,000 200,000 の属する年 大豆 て使用する 除雪 等 加工など (見込み 営農計画による今期見込み (見込み)

3 農地法第2条第3項第2号関係 構成員全ての状況 今回報告の事業年度 の実績日数 配送や貯蔵、帳簿作成など の管理業務等も含まれる 現事業年度の 見込み日数

(1)農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

| | | | | | 以下のいずね | |
|----------------------------|---------------|------------------|-------------------------|--------|----------------------|------------------------------|
| 氏名又は名称 | 議決権の数 | | | | | 法人への基幹的な農作業の 委託 (該当する者に○) |
| | + | 権利の種類 | , , , | 直近実統 | | 安託 (該当りる有に〇) |
| | 1 | 賃借権 | 9, 500 | 240 | 220 | |
| | 1 | 賃借権 | 11,000 | 200 | 200 | |
| | 1 | 賃借権(中) | 6, 500 | 140 | 200 | |
| | 1 / | 賃借権 | 2,800 | 180 | 200 | |
| •• •• | 1 / | _ | | 0 | 0 | |
| 中間管理機 | 機構を通した場合 ■ | | | ++++ | LL 1. ## /L-144.3. = | 530 7 7 11 4 |
| | 1-1 | | ר | | 的な農作業を多 | 委託している場合 |
| 要件3 議決権要 農協法に定める | | *構成され | | | | |
| ているか確認しま | | . 117/1/2 (2 4 0 | | | | |
| | <u> </u> | | | | | |
| ※ 農事組合法人は- | 一人1議決権 | | | | | |
| | | | | | ※「別紙σ | とおり」と記載 |
| | | | | | | 全組合員を記載 |
| | | | | | したもので | き可。 |
| | | | | | | |
| 議決権の合計 | | 5 *3 | 全議決権数6 | のうち、蓄 | 銭決権5を農業 | 学 関係者 |
| 技1人1年 ップロロ | | がイ | | | 決権割合は8 | |
| 農業関係者の議決権 | 室の割合 8 | 3% | | 1 70 0 | | 2 |
| | | | \checkmark \swarrow | 上記0 |)表に記入し | た年間従事日数の合計 |
| その法人の行う農業 | ぐに必要な年間 | 月総労働日数 | 女: <u>760</u> | - 日 | | |
| ※ 法人に農地等の権 | 利を提供して | おらず、ま | た、法人の唐 | 農業にも従 | 事していない | ・構成員が、基幹的な |
| | | | 託している | 場合は、 | 「農業関係者 | 以外の者」となります |
| 2)農業関係者以外 | の者 ((1) | 以外の者) | <u> </u> | | | |
| 氏名又は | 名称 | 議決権の | 数 | 備考 | | |
| | | | | | | |

1

議決権の合計

農業関係者以外の議決権の割合

1 17%

※全議決権数6のうち、議決権1を農業関係者以外 が保有しているので、議決権割合は17%

※(1)及び(2)の議決権の割合の合計が100%となるよう記入してください。

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。 なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する 承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを 証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

農事組合法人では理事

4 農地法第2条第3項第 当該理事などがその法人の構成 理事等及び重要使用人の 員である場合に「○」を記載 配送や貯蔵、帳簿作成など の管理業務等も含まれる

ほ場での肥培管理、 草刈等の作業日数

(1) 理事等の農業(労務管理や市場開拓等も含む)・農作業への使事状況/

| | | | | A | | 年間農業従事日数 | | 数 ✓ | |
|---|---|----------|---------|---------|--|-----------------------|-------------------|---|-----------|
| 氏 | 2 名 | 住 | 所 | 構成員 | 役職 | | | うち農作業 | 從事日数 |
| | | | | | | 直近実績 | 見込み | 直近実績 | 見込み |
| | • | 東広島市●●町● | ● ▲▲番地 | \circ | 代表理事 | 240 | 220 | 180 | 160 |
| | • •• | 東広島市●●町● | ● ▲■番地● | 0 | 理事 | 200 | 200 | 120 | 150 |
| | • •• | 東広島市●●町● | ● ■●番地▲ | 0 | 理事 | 140 | 160 | 50 | 100 |
| • | • •• | 東広島市●●町● | ● ▲●番地■ | \circ | 理事 | 180 | 200 | 100 | 100 |
| | 要件4 役員要件 ①~②の <u>両方に</u> 当てはまるか確認します。 ①理事の過半(半分より多く)が <u>農業</u> (関連事業を含む)に常時従事(原則年 <u>間150日以上)する構成員</u> であること。 ②役員または重要な使用人のうち1人以 上が <u>原則60日以上</u> 農作業に従事すること。 | | | | 農業全般の2 1 50日以上 の 数より多い (例) 4人の 3人が150日 |)理事が 坐)理事→ | 農作業 以上が | 手事日数のう 従事日数 <u>60</u> ゴ人以上 4人の内 1 。 上 | <u>)日</u> |

(2) 法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人のうち農作業に従事する者

| | | | | | 年間農 | | | | |
|--|---|---|---|----|------|-----|-------|---------|--|
| 氏 | 名 | 住 | 所 | 役職 | | | うち農作業 | | |
| | | | | | 直近実績 | 見込み | 直近実績 | 見込み | |
| | | | | | | | | | |
| (1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

5 その他参考となるべき事項